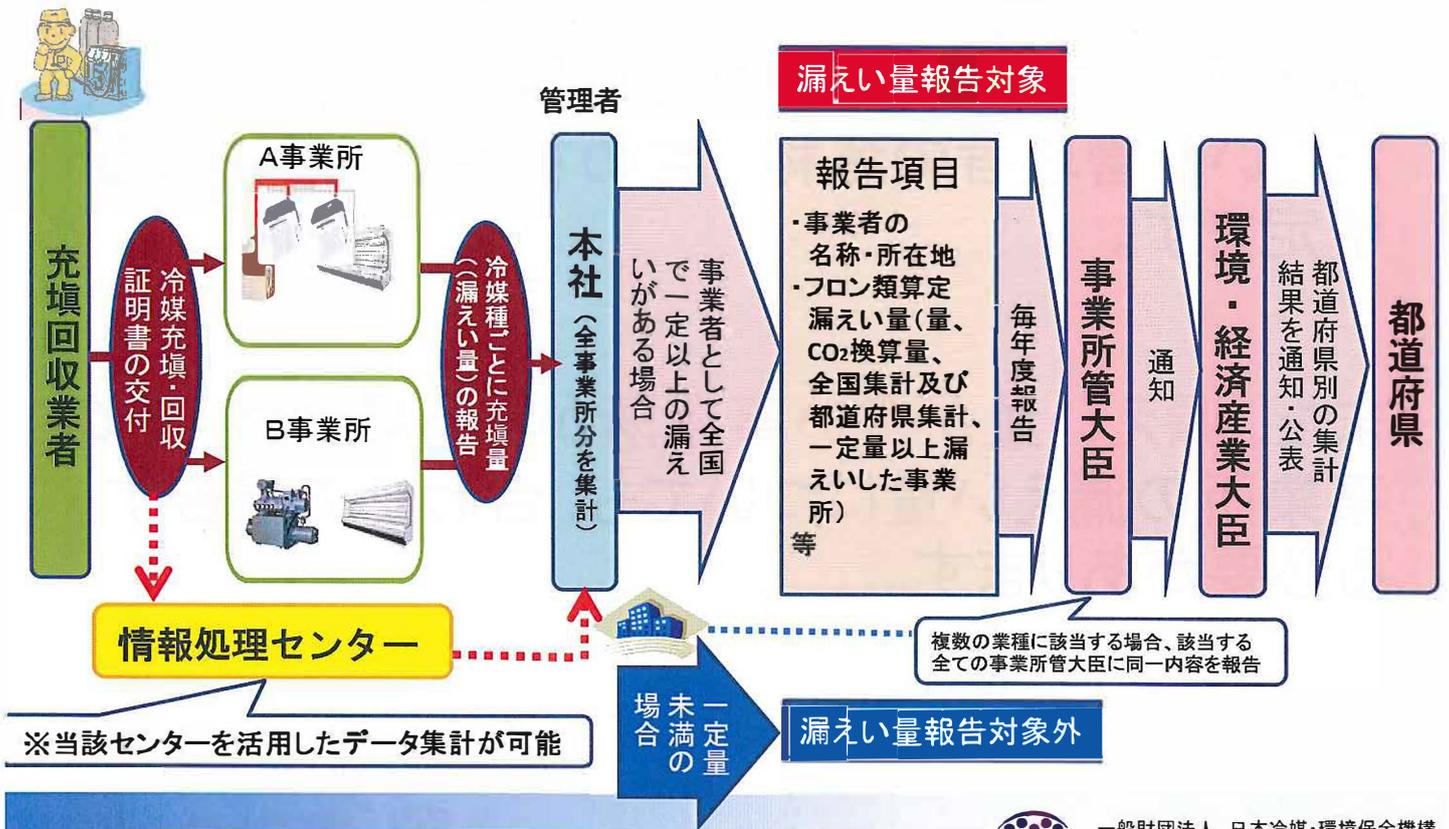


5. フロンの漏えい量報告



フロンの漏えい量報告とは①



フロンの漏えい量報告とは②

管理者が保有する機器から、どのくらいのフロンが漏れ出ているか認識できれば、機器を適切に管理するための意識を向上させることにつながります。

一定量以上(1,000CO₂-t)のフロンの漏えいがある場合には、管理者は算出されたフロンの漏えい量を事業を所管する大臣に報告することが必要となりました。

フロンの漏えい量報告とは③

事業所管大臣に報告された内容は、提出していただいた管理者の名称を含めすべて公表される予定です。

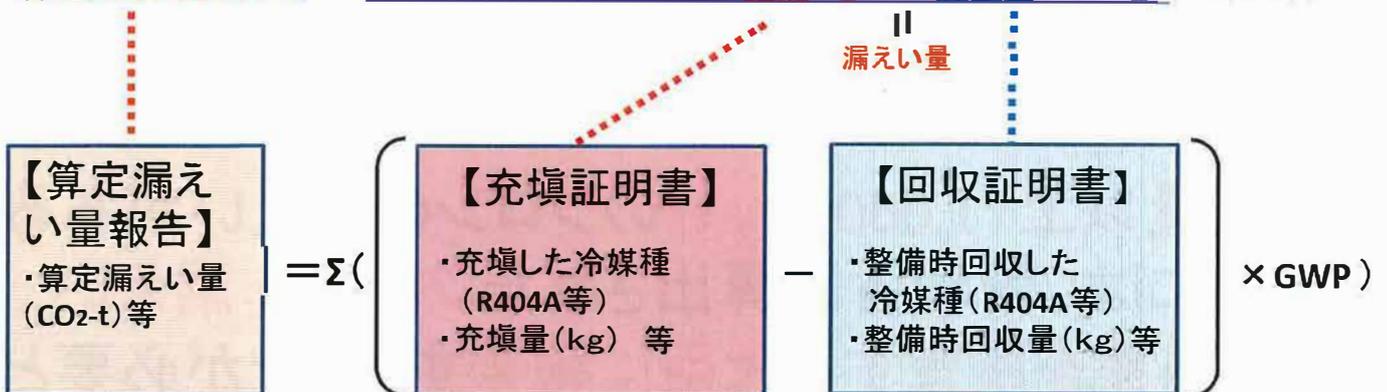
また、漏えい量が多い事業所がある場合は、その事業所の漏えい量についても、合わせて報告する必要があります。



フロンの漏えい量の算定方法

機器から漏えいしたフロンの量を直接把握することはできませんので、充填回収業者が発行する充填証明書及び回収証明書から(算定)漏えい量を算出します。

$$\text{算定漏えい量 (CO}_2\text{-t)} = \sum (\text{冷媒番号区分ごとの} ((\text{充填量 (kg)} - \text{整備時回収量 (kg)}) \times \text{GWP}))$$



冷媒番号区分ごとの充填量: 改正法第37条第4項の充填証明書に記載された充填量(設置時に充填した充填量を除く)

冷媒番号区分ごとの回収量: 改正法第39条第6項の回収証明書に記載された回収量

冷媒番号区分ごとのGWP: 環境大臣・経産大臣・事業所管大臣が告示等で定める値(IPCC第4次報告書の値とする予定)

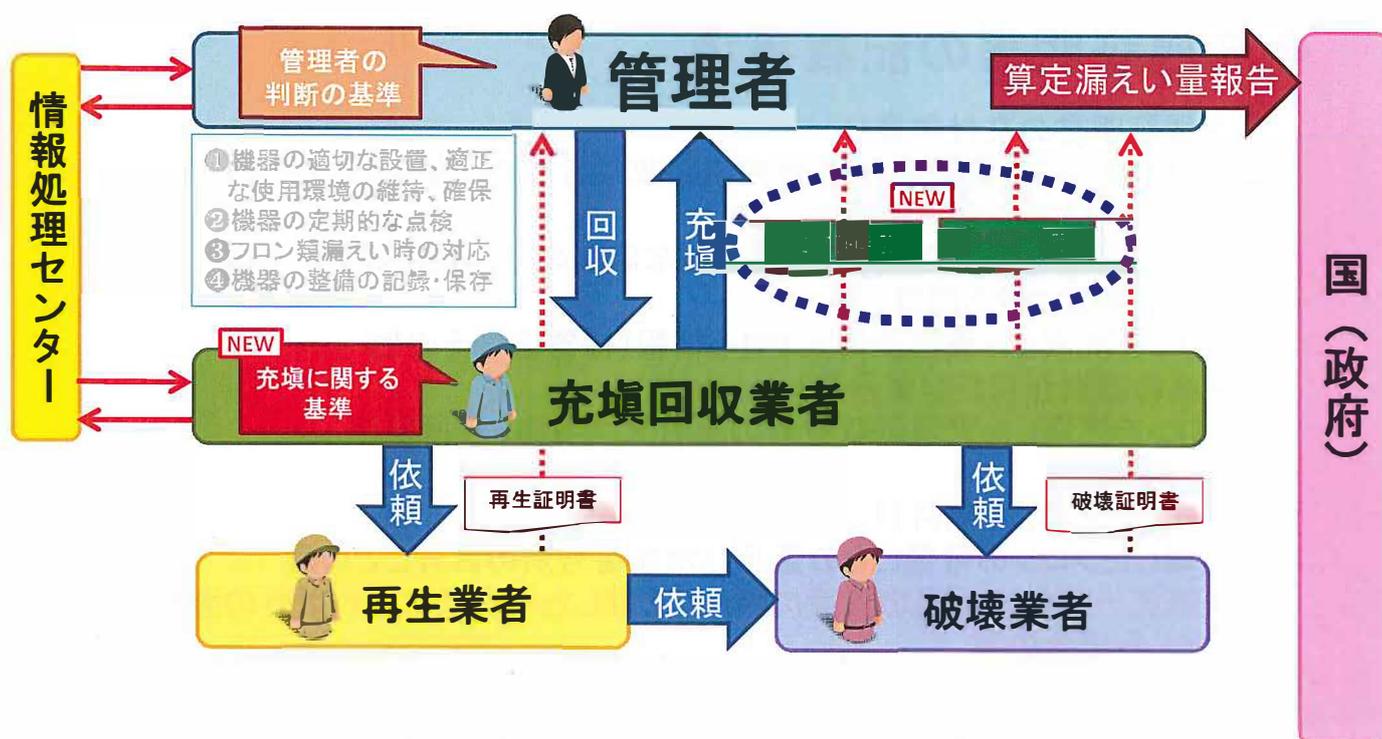
※算定にあたっては、管理者の全ての機器について交付された充填証明書及び回収証明書の値から算出する必要があります。



6. 充填証明書・ 回収証明書について



充填証明書・回収証明書について①



充填証明書・回収証明書について②

フロンの充填・回収が行われた時は、その都度、**充填回収業者はフロンの漏えい量報告の基礎資料**として必要な情報等を記載した充填・回収証明書を管理者に対して**書面で交付**することが義務付けられました。

なお、充填回収業者が管理者の承諾を得て、充填・回収したフロンの種類や量などを**情報処理センターに登録**することで、**充填・回収証明書の交付に代えることができます。**



充填証明書・回収証明書について③

◆ 充填証明書の記載事項

- ① 充填証明書の交付年月日
- ② 整備を発注した管理者（自らが充填回収業者である場合を含む。）の氏名又は名称及び住所
- ③ フロンを充填した機器の所在（具体的な店舗の住所等の設置場所が特定できる情報）
- ④ フロンを充填した機器が特定できる情報（機器番号その他製品の識別が可能な番号等）
- ⑤ フロンを充填した充填回収業者の氏名又は名称、住所及び登録番号
- ⑥ フロンを充填した年月日
- ⑦ 充填したフロンの種類ごとの量及び冷媒番号別の区分ごとの量
- ⑧ 当該第一種特定製品の設置に際して充填した場合又はそれ以外の整備に際して充填した場合の別

※回収証明書は、上記①～⑦の「充填」を「回収」と読み替えた内容となります。



充填証明書・回収証明書について④

◆ 充填証明書の交付方法

- ① 充填証明書に記載された事項に相違がないことを確認の上、**書面にて交付**する必要があります。
- ② 機器にフロンを充填した日から**30日以内**に交付する必要があります。

※ 充填証明書については、現状、整備業者等により、作業終了報告として充填量等の情報提供が既にされている実態を考慮して、特段の法定様式は定めていません。
また、証明書記載事項及び交付方法が満たされていれば、複数の証明書を一枚にまとめて交付することは差し支えありません。

※ **回収証明書**は、上記の「充填」を「回収」と読み替えた内容となります。

